

公益財団法人岐阜県学校給食会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜県学校給食会（以下「当会」という。）定款第15条第3項及び第32条第3項の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 当会は、常勤役員及び特別な任務を遂行した役員等に、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、「岐阜県学校給食会給与等の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき報酬及び役職手当、通勤手当、期末手当を支給する。
- 3 常勤役員の報酬の額は、取扱要綱別表第1の給料表のうち3級とする。
- 4 特別な任務を執行した役員等の報酬の額は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支給日、支給方法については、職員の例による。

(費用)

第5条 当会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等が、その職務を行うために旅行する場合、その費用弁償の額及び支給方法は、岐阜県学校給食会職員旅費要綱による。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の例による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会の承認を得て行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記日から施行する。

この規程の施行の日をもって、財団法人岐阜県学校給食会役員報酬に関する規程（平成20年4月1日施行）は廃止する。

別表

常勤役員報酬月額

役員	報酬（月額）	手当
理事長	取扱要綱別表第1の給料表の3級とする。	役職手当 報酬月額に対する支給割合 100分の20
		期末手当 支給割合は2.35月とする

別表第1

職務の級	給料月額 円
1級	192,300
2級	220,400
3級	261,200
4級	280,900